

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：37113

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22500225

研究課題名(和文) 戦後日本における学校図書館法の成立過程に関する実証的研究

研究課題名(英文) A study of Drafting Process of the School Library Law during the Postwar Period in Japan

研究代表者

安藤 友張 (ANDO, TOMOHARU)

九州国際大学・経済学部・教授

研究者番号：20435118

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、文部官僚などが遺した一次資料に基づき、戦後日本における学校図書館法の法案作成過程の要諦を明らかにすることを目的とした。先行研究で使用されなかった新資料に依拠し、国会に上程されるまでの法案の変遷について、主な3つの諸案の特徴を抽出し、それらを比較検討した。法案上程までの過程において、文部省、全国学校図書館協議会、政党間には対立があり、紆余曲折していた。法案の作成過程において、司書教諭の免許制度が任用資格制に変更された背景には、当時の文部省の教員養成政策や高等教育政策が大きく影響していた。さらに、同省は、学校図書館法の立法化に関して、代案として「学校図書館振興法案要綱」を作成していた。

研究成果の概要(英文)：In this study, the researcher examined the drafting process of the School Library Law during the postwar period in Japan. The researcher traced the main points of legislative process on the primary materials. In the drafting process, there was confrontation among each actor (the Ministry of Education, the School Library Association, political parties etc.) At that time, the policy of teacher training and higher education had influenced the design of the teacher librarian system greatly. It was found that the Ministry of Education had been preparing to draft the School Library Promotion Law as an alternative bill.

研究分野：図書館史

科研費の分科・細目：図書館情報学・人文社会情報学

キーワード：学校図書館 教育法 司書教諭

1. 研究開始当初の背景

わが国における学校図書館法(昭和28年8月8日法律185号)は、1997年(平成9年)に改正され、12学級以上の学校を対象に司書教諭が必置されることになった。しかし、11学級以下の小規模校において、司書教諭は必置職種になっていない。さらに、司書教諭以外の学校図書館職員である学校司書については、学校図書館法制定以後の長期間にわたって、法制化がなされていない状態が続いている。日本の学校図書館において、専門職員の完全配置が実現しない理由や背景には、教育財政上の問題、学校図書館政策の優先順位の低さなども指摘できる。さらに、このような職員問題が長い間、解決しない状態が続いている背景には、歴史的かつ構造的の問題があると考えられる。

本研究課題に関連する先行研究を検討すると、以下の点が指摘できる。図書館情報学や教育学の分野において、すでにいくつかの先行研究がなされてきた。それらの先行研究や当時の関係者の証言から、学校図書館法が議員立法で成立した主な経緯があきらかになっている。政府立法ではなく、議員立法で成立したという歴史的事実は、当時の文部省が学校図書館法の立法化に対して消極的な立場をとっていたことの証左でもある。なぜ、文部省は学校図書館法の制定に対して消極的だったのか。この点について、文部省側の一次資料に基づいた実証的研究がなされていなかった。先行研究は、学校図書館法の制定運動を推進した民間の全国学校図書館協議会の関係者が著した資料や回顧録に基づく歴史研究であり、きわめて一面的かつ表層的であったのである。

2. 研究の目的

研究代表者は、戦後日本における学校図書館法の成立過程(換言すれば、学校図書館法の立法者意思の形成過程)に注目した。同法の成立過程を新しい一次資料に基づきながら、精緻に解明する作業を通して、学校図書館専門職員の配置・養成制度など、日本固有のきわめて複雑な職員問題の原点を解明する必要があると考えた。

本研究では、当時の文部省が、なぜ学校図書館法の制定に対して消極的(あるいは反対)という立場を取ったのか。その理由を当時の文部官僚が遺した一次資料に基づき、分析する。先行研究で使用されなかった新しい一次資料を発掘する。占領期終了直後の1952年(昭和28年)後半から、学校図書館法の制定運動が隆盛化したが、当時の文部省の文教政策動向も同時に明らかにし、学校図書館法の位置づけを検討する。

さらに、「なぜ、司書教諭が免許制度ではなく、任用資格制度として発足したのか」「なぜ、司書教諭以外の学校図書館職員である学校司書の配置が学校図書館法に規定されなかったのか」などの職員問題も解明する。

3. 研究の方法

主な研究方法は資料調査とインタビュー調査である。資料調査においては、戦後初期日本の学校図書館史・学校図書館政策に関する一次資料のみならず、学校図書館法成立当時の文部省による文教政策全体を見据えながら、関連する資料(例えば、『文部時報』)も網羅的に収集・発掘する。インタビュー調査については、三上強二(日本図書館協会顧問)などに対して実施した。

4. 研究成果

資料調査は、全国学校図書館協議会資料室、国立教育政策研究所教育図書館、国立国会図書館、国立公文書館、大阪教育大学附属図書館などにおいて実施した。その結果、当時の文部官僚が遺した一次資料(例えば、深川恒喜文書)、全国学校図書館協議会事務局職員が遺した一次資料(例えば、佐野友彦文書)など、数多くの新しい資料を発見した。文部官僚が遺した資料であるが、具体的には、大田周夫旧蔵資料、厚沢留次郎文書、辻田力旧蔵資料、中央教育審議会総会速記録、深川恒喜文書などである。なお、深川恒喜文書は八洲学園大学高鷲忠美研究室に所蔵されている。深川文書は資料の劣化が著しいので、電子化の作業を実施した。

資料調査を実施する過程で、全国学校図書館協議会編集・発行の『世論に訴える学校図書館法の制定をめざして』という新資料を発見した。そこに「学校図書館法案要綱」が所収されていた。これによって、「学校図書館法案要綱」の全文が明らかになった。「学校図書館法案要綱」は、学校図書館法の最初の原案であり、先行研究ではその存在自体については指摘されていた。しかし、その法案要綱の具体的内容については全く不明なままで等閑視されてきた。研究代表者は、その法案要綱の全文を公表した。法案要綱によれば、学校図書館に配置される専門的職員には、司書教諭以外に、事務職員(学校司書・司書という名称は使用されていない)を配置することが謳われていた。ただし、法案要綱の条文ではこれらの職員は必置となっていない。条文では「学校図書館に置かれる専門的職員を、司書教諭及事務職員と称する」という表現であった。

また、大田周夫旧蔵資料の中に、「学校図書館振興法案要綱」という新資料を発見した。当時の文部省は、学校図書館法の代案として、省内で学校図書館振興法案要綱を準備していた。この法案は国会に上程されず、廃案となった。1950年に制定された図書館法の改正によって、学校図書館法の代替案とする意見も省内に存在した。さらに、学校図書館の義務設置という条文内容についても、学級数などの基準を政令で設け、すべての学校において義務設置としない案も検討していた。

学校図書館法の制定、および司書教諭制度

(免許制)の発足について、当時の文部省が反対した主な理由は以下の点である。

第一に、学校図書館法という単独法を制定すると、国語科教育振興法、社会科教育振興法など、すべての教科において振興法を制定することになり、教育法全体の体系を複雑化するからである。文部省側は、あくまでも妥協案として、国会に上程された学校図書館法案を簡略化した学校図書館振興法案を省内で秘密裡に準備していた。この法案では、学校図書館に配置する専門職員である司書教諭に関する条文は全くなかったのである。

第二に、教育職員の免許制度を複雑化することを回避したかったからである。文部省の諮問機関である教育職員養成審議会において、司書教諭の免許制度は一度議題となった。しかし、審議は十分になされず、結果的には審議未了となった。当時の教育職員養成審議会の基本方針は教育職員免許法(教育職員免許制度)の簡素化であり、司書教諭の免許新設は同審議会方針と逆行する。教育職員の免許の種類を減らすことが基本方針であった。さらに、文部省は司書教諭の任用資格制についても批判的立場を取っており、学校図書館主事という職種で対応する案を考えていた。この場合、学校図書館主事は専門職ではなく、ジェネラリストであると解釈できる。しかし、学校図書館主事については法案に明記されず、実現に至らなかったのである。なお、当時の日本教職員組合も司書教諭の免許制度や任用資格制度に反対の立場を取っていた。

第三に、司書教諭の養成については、大学で養成するためには、十分な教育体制が整っていないことを理由とした(より具体的に言えば、図書館学を専門とする大学教員数が非常に少なかったからである)。その結果、現職者対象の講習による方式を採用し、附則に「当分の間、司書教諭を置かないことができる」という条文が付け加わる結果となった。

1953年(昭和28年)3月、国会の文部委員会に上程する直前において、衆議院が解散となり、学校図書館法案は廃案となった(吉田茂首相の「バカヤロー解散」)。この幻となった法案では司書教諭は免許制度であった。解散後、改めて法案作成作業が開始された。野党の社会党(右派)の大西正道衆議院議員らが中心となって、法案作成が進められた。司書教諭の免許制など、学校図書館法の中心的内容については、当時の与党の自由党から強い異論があり、法案の内容変更を余儀なくされた。自由党は、専門職としての司書教諭制度の新設に反対であった。野党中心の超党派の議員立法で成立した学校図書館法であるが、与党の協力・同意が必要不可欠であった。法案の作成主体であった社会党(右派)の大西議員は、与党側の要求(司書教諭の任用資格制度など)を受け入れざるを得なかったのである。法案をめぐる各アクター間の妥協や譲歩によって、学校図書館法は成立した。以上からわかるように、学校図書館法案の作

成過程は非常に紆余曲折していたのである。

1953年(昭和28年)7月の国会において、学校図書館法は全会一致で可決・成立し、同年8月に公布された。国会で同法が成立するさい、文部省は同法の制定について、賛成という公式見解を述べた。しかし、細部の点においては以下のような公式見解を付した。「学校図書館の設置義務・司書教諭の配置義務については、学校の種類、規模の大小を問わず、すべての学校に課することは無理がある場合もあるので、必要に応じて置くことができる」という条文に変えるのがよいと考える。当時の文部省は、あくまでも「細部の点」と断っているが、これは学校図書館法の大要となる条文に対する異議の表明である。

インタビュー調査では、元青森県図書館職員の三上強二などに対して実施した。三上は大西正道衆議院議員に対して、学校図書館法を議員立法で作ることを直接助言した人物である。大西は、社会党(右派)に所属し、学校図書館法を議員立法で成立させたさいの中心的人物であった。大西は日本教職員組合執行部経験者であり、教育政策に問題関心を抱いていた。三上も大西同様に、労働組合の活動に参加しており、図書館職員になる以前の戦後初期、学校現場で教鞭を取っていた。インタビューでは、三上が大西に対して、学校図書館法制定を助言した経緯等について調査した。三上は、彼自身も作成に関与した「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」が議員立法で成立した先例を述べ、単独法としての学校図書館法を議員立法で制定させることの意義を大西に説いたのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- (1) 安藤友張「1953年成立以前における学校図書館法案の変遷」『学校図書館』No.759,2014.1,p.24-26 査読なし
- (2) 安藤友張「戦後初期(1952-1953)の日本における学校図書館法の成立過程：諸法案の特徴および比較考察を中心に」『日本図書館情報学会誌』Vol.59,No.2,2013.6,p.79-95 査読あり
- (3) 安藤友張「戦後日本における図書館史の一断面：三上強二氏インタビュー記録」Vol.19,No.2,2012.7,p.77-105 査読なし
- (4) 安藤友張「戦後日本の学校図書館史における非正規職員問題」『九州国際大学教養研究』Vol.18,No.3,2012.3,p.1-21 査読なし

〔学会発表〕(計1件)

安藤友張、高鷲忠美、根本彰、今井福司「戦後初期の日本における学校図書館法諸案」

『第 60 回日本図書館情報学会研究大会発表
要綱』九州大学，2012.11，p.141-144

〔図書〕(計 1 件)

山本順一監修，安藤友張編著『図書館制度・
経営論：ライブラリー・マネジメントの現在』
ミネルヴァ書房，2013，194p

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安藤 友張 (ANDO TOMOHARU)

九州国際大学・経済学部・教授

研究者番号：20435118

(2) 研究分担者

高鷲 忠美 (TAKAWASHI TADAYOSHI)

八洲学園大学・教授

研究者番号：10041807

(3) 連携研究者

根本 彰 (NEMOTO AKIRA)

東京大学・大学院教育学研究科・教授

研究者番号：90172759